

平成30年3月玉川村議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月14日(水曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2号 | 玉川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 玉川村農産物加工施設設置条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 玉川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 玉川村指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 玉川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 玉川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 玉川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 玉川村公の施設の指定管理者の指定について |

- 日程第17 議案第18号 平成29年度玉川村一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第19号 平成29年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第20号 平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第21号 平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第22号 平成29年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第23号 平成29年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）について

出席議員（10名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
4番	渡 邊 一 雄 君	5番	塩 澤 重 男 君
6番	小 林 徳 清 君	7番	飯 島 三 郎 君
8番	田 子 武 幸 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（2名）

3番	車 田 幹 夫 君	9番	西 川 良 英 君
----	-----------	----	-----------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	須 釜 信 一	主 事	大 竹 絵美子
-------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	工 藤 宇 裕 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	矢 部 玄 幸 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	本 田 吉 和 君	
健康福祉課長	永 林 正 典 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	溝 井 浩 一 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。

欠席通告議員は、3番、車田幹夫君、9番、西川良英君です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第2号 玉川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

[健康福祉課長 永林正典君登壇]

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第2号の説明を申し上げます。

[朗 読・説 明]

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 玉川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第3号 玉川村農産物加工施設設置条例の制定についてを議題にします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須田潤一君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） では、議案第3号について説明をさせていただきます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） ただいまの条例の説明の中で、この施設を適正に維持管理していくというのが基本であるというふうに認識をしましたが、10条以降に指定管理者の項目が書かれており、今の説明ですと、当面村が運営をするということで、指定管理者を置かないのかなというふうに今聞きましたが、人員体制としては嘱託職員が2人のパートが1人の3名というようなことであるようでございますが、この施設を運営するのにそこの管理者がいなくては、本当に適正に維持管理できるのかなという心配がありますが、指定管理者にかわる誰かその施設の責任者は置くのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

指定管理者にかわる者を置かないのかというようなことでございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、当面は直接村が管理をして、その中で、嘱託職員で細かい部分を維持管理していくというようなことでございますので、当面は指定管理者を置かないで、村が直接管理というようなことでご理解いただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） そうであれば、当然、担当課の中で職員がある程度時間を見ながら、その施設の中に行って適正な維持管理ができるような指導をするのか、その辺の考えを伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまのご質問でございますが、常時職員が加工施設のほうにいることはなかなか難しいと思いますが、嘱託職員のうち、1名を基本的に管理者的な立場の人、もう1人をサブの管理者というようなことで、常に課の職員がその管理者との打ち合わせをしながら、定期的に加工施設を訪れて、指導、維持管理のほうを図ってまいりたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） この施設の今現在の最高責任者は誰なんですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 村が設置して、村が運営する施設でありますので、村長が責任者というようなことになるかと思われまます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田子武幸君。

○8番（田子武幸君） この指定管理者についてであります。指定管理者になる者の資格、免許等は問うのか、問わないのか。あるいは、どのような資格が必要なのか、全然なくてもいいのかどうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 指定管理者に係る資格のご説明ですが、

特に必ずこの資格がなければ指定管理者になることができないということではないと思いますが、ただし、その中の機械を使って、保健所なり県の許可を得なければならないものがありますので、そちらについては、そういったものを持っている人が優先されるかなと思います。

指定管理者については、基本的に指定管理者を公募するというようなことで規則のほうで決まっていますので、そういったときの条件の中に、村としてこういう人をお願いしたいというようなことで条件があれば、これからはそれを細かく決めて、指定管理者というようなことを指定するようになると思われま。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、石井清勝君。

○2番（石井清勝君） 今回の指定管理者なんですけれども、3月9日になるのか、その日にちは忘れたんですけれども、県のほうで今後の加工所について、衛生法とかいろいろあるので、研修会をやったと思うんですけれども、それに村のほうでは対応したんですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 3月9日の保健所の説明会ということでしょうか。

○2番（石井清勝君） 県のほうで加工所の今後の運営に対する新規の法律が変わるので、その説明会があったと思うんですね。それは、福島県全体で集めて、福島のほうで会議をやったと思うんですが、それに村として参加したか、ちょっとお聞きしたいんです。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 直接の参加の要請なりの文書がこちらのほうに来ていませんでしたので、そちらには出席はしていません。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 玉川村農産物加工施設設置条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第5号 玉川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） 議案第5号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 玉川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第6号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

税務課長、本田吉和君。

〔税務課長兼会計管理者 本田吉和君登壇〕

○税務課長兼会計管理者（本田吉和君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

[朗 読・説 明]

○税務課長兼会計管理者（本田吉和君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第7号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

税務課長、本田吉和君。

[税務課長兼会計管理者 本田吉和君登壇]

○税務課長兼会計管理者（本田吉和君） それでは、議案第7号についてご説明をいたします。

[朗 読・説 明]

○税務課長兼会計管理者（本田吉和君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第8号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第8号をご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを

採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第9号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第10号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） 議案第10号のご説明を申し上げます。

〔朗読・説明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第11号 玉川村指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 玉川村指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第11、議案第12号 玉川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第12号をご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 玉川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第12、議案第13号 玉川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 玉川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

(午前10時58分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第13、議案第14号 玉川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

○地域整備課長（石井雅夫君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（石井雅夫君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この件に関しまして、二、三、ちょっと質問させていただきます。

この単身者というのは、独身者なんでしょうか、それとも夫婦別れして1人になった方とかというふうな意味でしょうか。それと、今現在、村営住宅の入居率はいかほどでしょうか。とりあえず2点。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま6番、小林議員のご質問にお答えします。

単身者につきましてのご質問でございますが、同居親族のいない者を単身者として考えております。

また、入居率については、現在176管理している中で入居者が146世帯ということで、30ほど政策空き家も含めまして空き室となっている状況となっております。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 176のうち30があいているということですね。そうするとパーセンテージで見ますと、これ、2割超えていますね。2割ちょっと、二、三分になりますかね。

それと、先ほども単身者は同居者がいないというふうなことを言われましたね、要するに、別れて別々に暮らしている。それから、まだ結婚されないで1人の人、そういうような方も単身者というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） 先ほども申し上げましたとおり、同居する親族のいない方は単身者というような考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようでしたら、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 玉川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第14、議案第15号 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

公民館長、小針敬子君。

〔公民館長 小針敬子君登壇〕

○公民館長（小針敬子君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○公民館長（小針敬子君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第15、議案第16号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、矢部玄幸君。

〔住民課長 矢部玄幸君登壇〕

○住民課長（矢部玄幸君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（矢部玄幸君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第16、議案第17号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） それでは、議案第17号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第17、議案第18号 平成29年度玉川村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） それでは、議案第18号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 何点か質問させていただきます。

まず、この繰越明許費の8の土木費、項の道路橋梁費、これはどこで、どのような理由で繰り越しになるのか。その下の災害復旧費ですね、これも一応そのような理由と事情をお知らせください。

それから、ページでいきますと、12ページをお開きください。

村税であります。市町村民税の法人の補正額が3,712万1,000円今回補正されていますが、これは当初予算が3,743万3,000円に対して、もう3.8倍とかなりの増収になっているんですが、この要因はなんですか。会社の景気がよくなったとかそういうことなんですか、それも1つ。これ、昨年度の調定額は3,358万4,300円なんです。すごく突出して増収されています。

それから、13ページの使用料、土木使用料です、減の195万6,000円。これは、説明では現年度分が162万4,000円、滞納分が35万の減となっています。これはなぜですか。たしかこれは家賃だと僕は思いますが、これは何ですか。それと、もし現年度分の滞納であるならば、徴収の見込みはあるんでしょうか。それから、また、滞納回避の努力はしていたんでしょうか。

それから、32ページをお開きください。

先ほどの繰越明許費に関係しているのかもしれませんが、この節の委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填費ですね、こういうようなものが全て減になっています。

私の推測では、補助金の確保ができなかったからなのかもしれませんが、予算が捕らぬタヌキの皮算用的な予算になっていたんじゃないでしょうか。

これは、毎年度村長の意気込みを感じられる予算ではあるんですが、ほとんど実施されていない、執行されていないというふうなことは、何なんだろう、ひとつその3点、思いで4点ですか、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） 最初に、第2表の繰越明許費の件で6ページになりますが、土木費の道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業及び災害復旧費、公共土木施設復旧費の現年補助災害復旧事業の繰り越しの箇所と内容についてのご質問かと思われませんが、社会資本総合整備交付金事業につきましては、場所につきましては、山小屋にあります山小の2号線、現年補助災害復旧事業については、山の1号線と河川災害の境沢川になります。

こちらにつきましては、発注が今年に入りましての発注になりまして、標準工期がとれないために、今回繰り越しするものでございます。

それでは、次に、13ページ、住宅使用料の減額についてでございますが、なぜと見込みについてご質問がございました。

徴収業務につきましては、通年を通じまして振替不能通知、催告書送付及び連絡をとりながらの納入督促、それでも納入できない場合は、理由の提出及び納入誓約書提出を求めなが

ら納入を勧めていたところではございますが、現年度分につきましては、先ほどもお話ししましたように、入退去がございまして、1月末で46戸で、空き家として30戸程度があいている。そのほかに退出されますとリフォームをして入居させる、そのリフォームの期間に二、三カ月かかっておりまして、その期間については使用料が発生していないということで、現年度分については、そのような理由から督促等は実施しておりますが、納入ができないというような状況でございます。

過年度分につきましては、昨年度に350万程度徴収してございまして、徴収前で、調定額で現年度として193万2,000円減少しましたが、今年度当初、昨年度と同様額を計上して徴収業務に当たりましたが、徴収が困難だったということでございます。

また、まだ日数がございまして、今年度につきましても、徴収業務の強化日を設定しながら、今後も引き続き徴収業務を継続しながら徴収率を上げていこうということで努力してまいりたいと考えております。

32ページのほうでございます。

土木費、道路橋梁費の委託料から15工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の減額につきましては、議員さんからお話のあるとおり、要望額をもって当初予算作成しておりますが、割当額が来ないで、新年度予算でご説明しておりますとおり、20%から四十何パーセント、平均して3割、4割の割り当てしか来ない。順次、機会があるたびに要望してはおりますが、実質的、そのような実情がございまして、今回減額となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 税務課長、本田吉和君。

○税務課長兼会計管理者（本田吉和君） 12ページをお開きください。

6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

村税の中の法人村民税に関してでございますが、昨年の8月、TBKの決算時期がありまして、そのときに7,600万ほど納めていただきました。このときでも村の予算の2倍ほど1社で納めていただいたわけでございますが、その半年後、今年の2月、予定納税ということで、前の年の半分、3,600万ほどまた納めていただいた点で今回補正増となったわけでございます。1社だけで1億ちょっと払ってもらっているものですから、これだけでもう村の予算の4倍近くふえているということでございます。

全ての村内の企業が景気がいいわけではございません。やはりいいところもあればさほどでないところもあるので、TBKのおかげでこのような額になっているという状況でござい

ます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほどの繰越明許費のことですが、境沢の工事の件が、要するに発注時期がおくれたがゆえにおくれているというようなことでありましたよね、答弁。あの件は私も質問していきまして、工期内に終わるのかというふうなことを念を押していますね。答弁ではたしか終わらせませうというような答弁だったと僕は思いますが、おくれますと、これから4月になりますと、当然耕作というふうな仕事に入ってきますね。そういうような、耕作に支障のないように関係地主さんあたりの了解はとっているのでしょうか。

それと、先ほどの32ページの使用料の中で道路橋梁費、これも私以前に聞いていますが、社会資本整備総合交付金事業委託料ですが、これはたしか場所は中の16、中の17、大正橋、燈明橋というふうにお答えされていますね。これらに対して、繰り越されるのが3,280万であります。そうすると、実際予算執行されたのは2,100万じゃないですか。その2,100万でこの部分をやられたのでしょうか、何を委託されたのでしょうか。

それと、22番、これは600万に対して470万の減なんですよ。そうすると、予算の執行にしたって130万だったんですね。これはどこだったのでしょうか。

以上。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） まず、1点目の繰越明許費の境沢川についてではございますが、まず、答弁の中で工期内に完成するというのではなくて、努力するというお話していたかと思えます。

今回、12月に査定を受けまして、決定通知指令前ということで発注できる最短の時期が1月となったために、1月からの発注となっております。その中で、3月中に完了するように指導は申し上げましたが、何度かの降雨によって仮設の部分の流出等がございまして、進捗が図れないということで、標準工期ということも考えながら、今回繰り越しを想定しております。

また、その耕作者に対するということで、水田の耕作に支障がないようにできるだけ進めてほしいという指導はしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

あと、32ページ、委託料の件につきましては、今回、中の16・17と橋梁について予定しておりましたが、先ほど申し上げました予算の関係上、中の16・17の委託には回らず、橋梁の

ほうの点検を実施しておりまして、道路のほうが減額となっております。

あと、公有財産購入費につきましては、同じ理由になって申しわけないんですが、予算の関係もありまして、山小の2号線の道路の一部について対応したということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほど、おくれは業者のほうから耕作者のほうに説明するようにというようなことをおっしゃいましたが、発注者は村でしょう。当然村のほうでやっぱり耕作者に一言言っておかなければならないんじゃないでしょうか。

それと、補助金確保のために努力したと言いましたが、努力とは、ただ要望しただけではだめでしょう。やっぱり関係省庁あたりに出向かれて強く要望していかないと、やっぱり少ししかできないと思うんです。ただ要望した、努力しましたというようなことだけでは、僕はいけないと思います。その辺の意気込み、今後の姿勢をちょっと村長にお尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のお尋ねの件でございますけれども、この社会資本総合整備交付金事業、予算要求を毎年暮れにやっていますけれども、その予算要求した金額で当然予算も組むわけです。なかなかその道路予算が、従前のように国も確保できていないというのが現状であります。

いろんなパッケージがあるんですけども、まず、要望の件で、この要望については、国なり、県に余り言ってもしょうがないということはないんですけども、国のほうには再三再四要望しているところでございます。なおかつ、そのパッケージの変更についてもできないかということをやっているんですけども、なかなか本省のほうでパッケージの変更、多少は県の中で動かしてもいいというお話はいただいていますけれども、なかなか県のほうからの、国からの割り当てがあって、県からの要望ではほとんど、現在我々今聞いている中では、道路は三十数%というふうになっています。

橋については、若干補助率は高いんですけども、そのような状況の中でやっていますので、議員おっしゃるとおり、我々要望して予算をいただけるんだったら、本当に何回でも足を運びたいと思うんですけども、そんな関係で、なかなか国の当初の国交省に割り当てられる予算自体が対前年100%ぐらいでしか来ていないので、そういう事情なので、ご理解賜りたいと思います。

〔「発注者は村当局なんだから、どうなんでしょう」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） 先ほどのご質問でございますが、補償関係で地権者さんとはお話をさせていただいております、今後も引き続きそのような説明を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（小林徳清君） 了解しました。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 6ページの繰越明許費の中の6番の事業で、森林再生事業、現在の進捗状況とこの繰り越しをされる箇所について伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 6ページの繰越明許費の6、農林水産業費の林業費、森林再生事業につきましての繰り越しの内容でございますが、現在やっておりますのが千五沢地内の土地であります。

なるべく年度内に全ての事業が終わるようなことで施工管理のほうをしてまいりましたが、今ほぼ事業のほうは完了に向かってはおります。ただ、この森林再生事業につきましては、事業が全て終わって支払いが完了しないと実績の報告にならないということでもありますので、3月中には検査して支払いまではできません。進捗状況としては、もう七、八割は終わっております。

今回繰り越した件につきましては、発注した金額から前払金を除いた分全てについて繰り越しのほうをしております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 平成29年度玉川村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休議とし、昼食といたします。

（午前 11時57分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第18、議案第19号 平成29年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 平成29年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第19、議案第20号 平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第20、議案第21号 平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、永林正典君。

〔健康福祉課長 永林正典君登壇〕

○健康福祉課長（永林正典君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○健康福祉課長（永林正典君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第21、議案第22号 平成29年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

○地域整備課長（石井雅夫君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（石井雅夫君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 平成29年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第22、議案第23号 平成29年度玉川村上水道事業会計補正予算
（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

○地域整備課長（石井雅夫君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（石井雅夫君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 平成29年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 1時33分)